

業種の考え（解体工事業に関して）その2

1. 3階建ての鉄骨・鉄筋専用住宅を2階建てとなる3階部分のみを取り壊す工事と、新たな屋上部分を庭園とする新設工事をそれぞれ別々に発注する工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

2. 木造の牛舎を耐久性、飼育環境の優れた鉄骨の牛舎に建て替え、同一敷地内にあるサイロを取り壊す工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

3. 樹林帯の傾斜地をまとまった宅地とするための工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

4. 30戸数ある共同住宅で、2戸を1戸にし、15戸数とする工事と同時に、既存の外階段を撤去する工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

5. 使用不能となった主要構造部の骨組みのみを残した建物を撤去する工事とその後数ヶ月してからガソリンスタンドを新設する工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

業種の考え（解体工事業に関して）その1

1. 歩車道境のガードレールを撤去し、これに代わるものとして低木を植栽する一体工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

2. 砂利道の下には、上下水道管が埋設されている。この砂利道を舗装道路にし、中央分離帯を設けそこに花などの植栽を一体で行う工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

3. 3階建でのワンルームマンションを取り壊し、その跡地を児童公園として整備する一体工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

4. 川巾3メートルの河川に架かる老朽化した木造橋を鋼構造の橋に付け替える一体工事

元請負業者の業種

下請負業者の業種

5. 上記の工事で更地（撤去）のみにする工事の場合は

元請負業者の業種

下請負業者の業種

解体工事について

H28.6.1 から施行される建設業法の一部改正で「解体工事」が「とび・土工工事」から分離新設された。

この「解体工事」は国のガイドラインでは「それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する」と明示している。

この明示から考えられる「解体工事」とは、具体的にどのような工事が該当するか。

考え方

上記の明示において、「建設される目的物」とは、具体的にその目的物のみで機能する工作物で、例えば、簡易な物置、車庫、ブロック塀、歩道橋、ガードレール、外階段、タンク、電柱、樹木などそのみを解体する工事は、それぞれ、とび・土工、大工、管、電気、造園などの専門工事となるので、これら専門工事以外で解体する工事を解体工事とすると考えられる。

このように考えると、一式以外のそのみの解体はほとんどが専門工事となるため、解体工事に該当する工事が見当たらない。

いずれにしても、新たな解体工事を考えるとき、明示でいう「そのみを解体する工事」は専門工事としているので、元請け業者が専門工事として受注し、その部分的な一部を下請け業者が解体する場合に、解体工事が発生する。

したがって、元請は専門工事となり、下請けが解体工事となる。

一方、解体工事が分類できるとするならば、「取り除く・撤去」と「取り壊す・解体」と分け、撤去は工作物をその場所から分離分解しないで無くし更地にすると考え、解体は工作物をその場所から分離分解し更地にすると考えれば、後者が解体工事と考えられる。

また、更地と工作物を一体で行う場合は、それぞれの専門工事となり、更地のままで完了することが解体工事と考えられることもある。

勿論、撤去、解体を分類せず、解体とする考え方もある。

具体例・・・

解体工事について（建設リサイクル法の解体工事業登録と改正建設業法の解体工事業許可）

1．建設リサイクル法の解体工事業

リサイクル法は、建設資材（解体から発生するコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）について、これを分別し再資源化を促進し、廃棄物の減量を図ること全てを建設業者に課しているもので、このうち、小規模な解体工事を行う者には登録を義務づけている。

ただし、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび土エコンクリート工事業の許可を受けている者は登録を除外している（リサイクル法第21条1項）。

リサイクル法の解体工事業登録（法第21条1項）は、軽微な解体工事を請け負うことを営業とし、元請負、下請負いを問わず建設業法の許可が不要な500万円（建築工事については1,500万円又は150㎡）を超えない範囲で建築物等を取壊す作業を営業する者を対象としている。

建築物でいえば、建築基準法の構造耐力上主要な部分を取壊すことは解体工事となり、維持修繕工事、電気工事や舗装工事などの専門分野の部分的な取壊しは該当しない。

リサイクル法による解体工事とは、建物や土木建築物など土地に定着（鉄軌道及びその敷地内は除く）している全てのものを倒壊、切断、加工、取外しなど全部または一部を取壊すことによりそれが使用不能となること、また、木造、軽量鉄骨、アパートや橋、擁壁、堤防、道路など小規模な建築物の取壊しなど解体と認識される工事は全て該当すると考えられる。

道路下の水道管を取り替える時、道路を掘り起こすことは道路の解体工事となる。

建築物の一部を取り外す（ベランダ、内装材など）場合、建築物の一部の使用が不能となるため解体工事となる。

2．改正建設業法の解体工事業

新たな解体工事業の考え方は、現行の（とび・土工）の中の解体工事は除外され、総合工事としての一式工事とそれに係る専門工事とに分けられ、解体工事そのものでも、建築物を総合的に企画・調整・指導のもとに解体する工事は、土木工事業、建築工事業の許可の範囲内で行い、専門工事分野の建築物を解体するものはそれぞれの専門工事業として行い、これら以外の総合調整のもとに下請負いとして解体する工事が解体工事となる。

解体工事としては、建物（鉄筋、鉄骨、木造など）、土木（橋梁、道路、擁壁など）、これらに付随する建築物で、建築物については、建築基準法の構造耐力上主要な部分が、基礎、壁、柱、土台、斜材、屋根版などで積載荷重、地震など衝撃を支えるものを取壊すことを解体工事と考えるのか。

500万円を超えない建築物で総合調整を必要とするものについてもリサイクル法の解体工事業の登録は出来るが、建設業法では土木工事業、建築工事業として解体するとしている。

改正法でも、総合調整を必要とする建築物は土木工事業、建築工事業に分類され、専門分野のみの解体はそれぞれの専門工事業としているが、何が解体工事になるのか整理する必要がある。

一般的に既存の住宅など建築物を取壊すことを解体工事と認識するが、これも総合調整が必要と考えるならば解体工事業ではなく土木工事業、建築工事業となる。

建築物の解体では、元請けは総合調整を行うことから土木工事業、建築工事業となるが、下請けは元請けの指示により取壊すことから解体工事業の範囲に入ると考えられる。

専門工事として完成したもの、例えば、浴室、屋根などそのものを解体することはそれぞれの専門工事業として行うこととなる

3. 双方の相違

リサイクル法：軽微な解体工事（土木、建築、とび・土工工事の許可を受けていれば登録は不要）

建設業法： 許可を必要とする範囲の解体工事（土木工事、建築工事、解体工事、専門工事）

4. 考え方

1) 土木工事業、建築工事業

土木、建築の築造で物総合調整が必要な解体工事

2) とび土エコンクリート工事業

解体工事は業として出来ない

専門工事（いわゆる例示の範囲）としての取り壊しは出来る

3) とび土エコンクリート工事業以外の専門工事業

部分的な専門分野の取り壊しは出来る

4) 解体工事業

総合調整をしない取り壊し・・・一式工事に該当しない小規模な倉庫、物置や建築物の部分的取り壊し

元請は総合調整をすることから一式工事となるため、下請業者のみとなる

5) リサイクル法の解体工事

軽微な解体工事のみとなる